

幕末維新时期における 地主的土地集積と地主・小作関係（Ⅰ）

丹 羽 弘

は し が き

Ⅰ 地主的土地集積

- A 厚見郡下佐波村青木久兵衛家
- B 羽栗郡笠松村高島久右衛門家（以上、本号）

Ⅱ 幕末期の地主・小作関係

- A 地主・小作関係の進展
- B 小作騒動の性格

Ⅲ 地租改正と地主制

- A 地租改正前後の農民階層分化
- B 地主制の形成

は し が き

地主制に関する研究史的整理は、これまで多くの研究者によってなされてきた⁽¹⁾。くわしくはそれらに譲るとして、ここでは必要な限り簡単にふれておきたい。

わが国の寄生地主制研究は、概括的にみて、戦前は主として日本資本主義の類型論＝構造論との関連において問題とされ、戦後は主として世界史的な発展段階論との関連において問題とされてきた⁽²⁾。そうした変化は、その時期直接に解決を迫られている社会的課題の変化に照応しているとみなされる。

戦前の「日本資本主義論争」において、地主的土地所有の問題は中心的論点の一つであったが、それは講座・労農両派で地主制を封建的生産関係とみるか、近代的生産関係とみるかとの異なる見地からではあるが、天皇制下の日本

資本主義の歴史具体的な権力構造の解明を課題とし、その不可欠の一環として構造論の立場から地主制研究が進められたとみなされる。

戦後の地主制研究は、農地改革後の地主制＝半封建的諸関係の残存の有無に関する論議として出発し、さらに農地改革を含む一連の占領政策下における民族的自立の問題とも関連し、幕末維新时期における経済発展段階と階級配置、そこでの変革主体の究明が意図され、地主制形成過程が考察された。戦前との関連でいえば、主として服部之總の「幕末畿マニユ段階」・「地主＝ブルジョア」範疇を批判的に継承発展させる方向をとり、比較経済史学の達成した成果をとり入れ、「農民層分解」論として進められた。

1954年を画期としてその後数年にわたる「寄生地主制論争」⁽³⁾は、「太閤検地論争」⁽⁴⁾とともに戦後の二大論争として展開され、その核心的論点をめぐり、藤田五郎の「豪農・上昇転化」論を説明するものとして、「局地的市場圏→蓄積基盤移行」論や「限界経営規模」説などが提起されたが、ここでは多岐にわたるこの論争の具体的内容を述べる余裕はない。要するに、この時期の地主制を始めとする経済史研究は、比較史的方法の強い影響下に行なわれ、種々のすぐれた成果をあげた反面、時期的に研究は著しく近世にかたより、その構造よりも成立過程に集中され、内発的諸条件の究明に力点がおかれた。そしてこの論争は、課題にたいする明確な決着をみないまま、論争自体としては一応終息するにいたっている。

1960年代に入り、国家独占資本主義の再編と確立という新たな歴史段階に直面して、地主制研究をはじめとする幕末・明治期の研究分野に、従来の研究動向についての反省と新しい方向とがうち出されてきた。主要な方向としておよそつぎの点があげられよう。その1は、日本資本主義成立過程に「世界史的規定性」の問題が提起され、国内的契機と国際的契機とを統一的に把握しようとするものである。その2は、1965年度の歴研大会近世史部会において、テーマ「維新変革の再検討」が設定されて以来、幕藩体制の構造的特質から考察し、幕末維新の変革期を「農民戦争到来期」としてとらえ、「革命情勢」論を適用

し、豪農一半プロ層の対立を基軸としての広汎な地域的拡がりをもつ世直し騒動の展開を、「世直しの状況」と把握し、この時期を階級闘争史のなかに位置づけようとするものである。その3は、資本主義構造論と関連して、段階論と類型(構造)論とを統一的に把握しようとするものである。さきにも述べたように、寄生地主制研究は、戦前は主として日本資本主義の特殊的構造を規定する類型論の立場がとられ、戦後は主として地主制形成過程を対象とし、封建制から資本制への移行期の世界史的法則性の上にとらえようとする段階論の立場がとられてきた。そこで一般的・抽象的な段階規定を確定した上で、具体的・個別的な類型規定を加えることにより、この両者を統一的に把握しようとするものである。⁽⁷⁾

以上はごく簡単に地主制研究をめぐる動向をみてきた。ところで日本資本主義の構造的特質を基本的に規定したものは、資本主義と地主制との相互規定関係であり、低賃銀と高額小作料との関連は「日本資本主義論争」以来追求されてきたところである。⁽⁸⁾ 体制としての地主制の展開は、日本資本主義の発展段階とかかわっており、したがって安孫子麟氏が述べているように、封建制から資本制への過渡期の地主制と日本資本主義の構造的一環をなす地主制とに分け、前者を本源的蓄積段階の地主制、後者を資本主義的蓄積段階の地主制として把握することが必要と思われる。

近世封建制は、全国的に検地と兵農分離を行ない、経済外強制によって農民からの全剰余労働を搾取するために、権力による統一的集中的軍事力編成をなし、石高制で表示される生産物地代を原則とする全封建領主の位階制的な封建的土地所有体系を編成した。「幕藩制国家」を規定する柱が石高制・幕藩制的土地所有・鎖国制であるとするれば、幕藩体制解体過程をみる場合、この三つの柱の解体についてみなければならぬ。寄生地主制が体制的に形成されてくるのは、石高制下での封建的土地所有と対抗して成立し、旧来の領主的土地所有権が廃絶され、農民的土地所有権が確立されてからである。したがって幕藩体制解体期における地主制にかかわる問題を分析する場合、当然封建制から資本

制への移行・転換を媒介する本源的蓄積過程の一環として、地主制の構造的変化を追求することが必要となってくる。⁽¹⁰⁾

⁽¹¹⁾ 旧稿において、美濃織地帯に属する加納藩領厚見郡下佐波村・日置江村を主たる対象とし、近世における土地移動＝金融の形態とその時代的性格について分析を試みた。そこでは19世紀に入り、化政期からとくに天保期にかけて、当地方における綿業を主とする商品生産流通の発展と農民階層分化の進展とを反映して、土地金融は小作料取得を目的とする土地集積と、非占有担保形態の書入による貸金利子を目的とするものと分離する傾向をみた。地主制形成の面からいえば、質地小作から第二次名田小作への一般的転移の過渡期とみなされる。19世紀後期に入り、土地金融と地主的土地集中との分離傾向はさらに促進純化され、開港後、とくに文久一慶応期頃に地主制形成の第一段階に達したものとみなされるとした。しかしここでの地主制形成は、いまだ石高制原理が貫徹している段階であり、明治期体制として確立した寄生地主制に直結することは許されない。本稿では、前述の本源的蓄積過程の一環として、地主制の構造的変化を追求する視角から、美濃織地帯を主たる対象として「幕末維新时期における地主的土地集積と地主・小作関係」についてみていくことにしたい。

注(1) 寄生地主制に関する研究史的整理をした最近のものに、安孫子麟「寄生地主制論」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』9)がある。なお同論考149—150頁に、その他の研究者による研究史的整理の代表的なものがあげられている。

(2) 大石嘉一郎「農民層分解の論理と形態」(『商学論集』第26巻第3号)。

(3) 「寄生地主制論争」は1954年に古島敏雄・永原慶二『商品生産と寄生地主制』が出版され、同年5月の歴研大会封建部会での大石慎三郎氏の報告(「寄生地主制の成立とその条件」)と討論により本格的に展開された。

(4) 「寄生地主制論争」の核心的論点は、① 絶対王政成立期に寄生地主制が形成されるが、その前提として農民層のブルジョア的発展が存在するか否か、② ブルジョア的発展を認めるとして、資本・賃労働というブルジョア的分解の方向にありながら、何故に更に一層の経営の拡大に向わずに寄生地主・小作人という地主的分解が進展し、寄生地主制が成立したのかということである。

(5) この問題提起の画期をなしたのは、芝原拓自氏の「明治維新の世界史的位置」(『歴

史学研究』別冊特集, 1961年度の歴研大会報告) であり, その後遠山茂樹氏(『国際的条件のとらえ方』『新しい歴史学のために』70号, 『明治維新と現代』), 古屋哲夫氏(『明治維新について』『歴史学研究』No. 258) らとの間に批判・反批判がなされている。

- (6) 佐々木潤之介「維新変革の現代的視点」(『歴史学研究』No. 322)・『幕末社会論』, 青木美智男「世直し状況の経済構造と階級闘争の特質」(『歴史学研究』No. 326) など。
- (7) 大石嘉一郎前掲論文, 安孫子麟前掲論文, 「日本地主制分析に関する一試論」(『東北大学農学研究所彙報』第12巻第2・3号), 中村哲『明治維新の基礎構造』, 永原慶二・中村政則・西田美昭・松元宏『日本地主制の構成と段階』など。
- (8) たとえば山田盛太郎『日本資本主義分析』。「半隸農の小作料と半隸奴の労働賃銀との相互規定。……日本資本主義存立の地盤を規定してゐる所の法則。かくの如き法則として, 日本における比類なき高さの半隸農の小作料と印度以下のな低い半隸奴の労働賃銀との相互規定を, 指摘しうる。これを要言にすれば, 賃銀の補充によって高さ小作料が可能にせられ又逆に補充の意味で賃銀が低められる様な関係の成立, ……」(61—62頁)。
- (9) 安孫子麟前掲論文。
- (10) 中村哲前掲書285頁。
- (11) 拙稿「近世土地移動の時代性格」(『岐阜経済大学論集』第7巻第2号)。

Ⅰ 地主的土地集積

A 厚見郡下佐波村青木久兵衛家

青木家系譜 これまで旧稿では, 主として当家文書に依拠してきたので, そのまとめの意味もあり, 直接地主的土地集積をみる前に, 当家に残されているかなりくわしい「青木家系譜」を示しておこう。

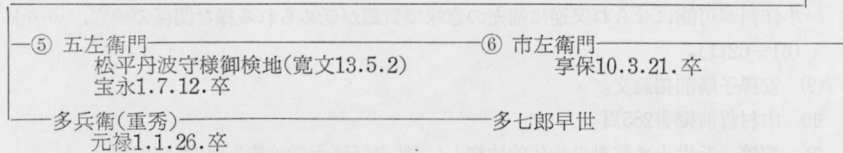
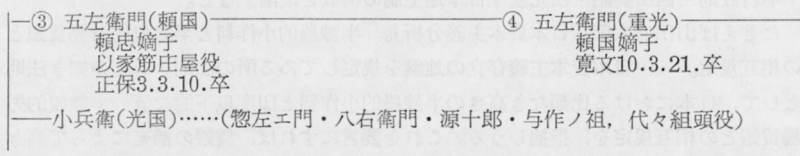
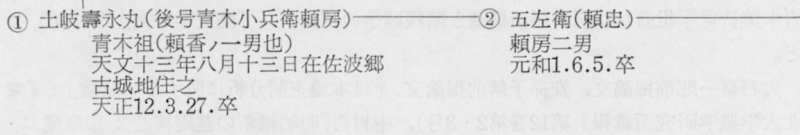
「系譜」には青木一統の中心として庄屋役を世襲した人物に番号を付しておいた。ここで分析の主たる対象とする青木久兵衛家は, 7代源兵衛二男助四郎が叔父久八郎の養子となることで始まっており, 本家源兵衛家の分家筋に当たっている。

〔青木家系譜〕

〔* 青木一統の中心人物に番号を付す。* *——は実子，——は養子関係を示す。〕

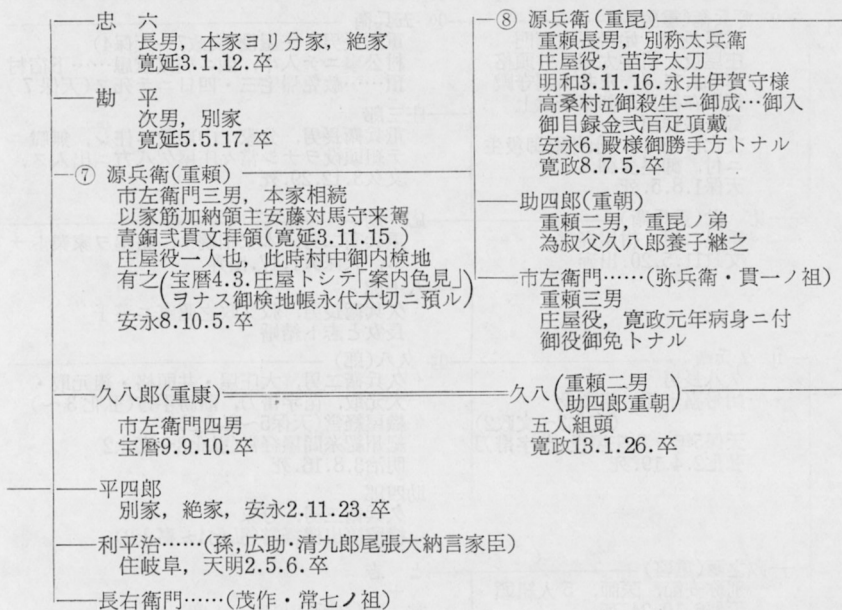
土岐八郎頼香

多田美濃守五代之孫從五位下土岐左衛門尉源光衡之末孫
 天正十三年八月織田信秀濃州攻入時秀竜命シテ松原源吾令之討幼子住厚見
 郡佐波郷



領主との関係 加納藩財政については別稿を予定しているが，ここでは「系譜」を参照しながら，「庄屋代々覚」・「歳々諸事村用書留帳」などにより領主との関係をみておきたい。

「系譜」から明らかのように，青木家は兵農分離の過程で美濃の名族土岐氏の一族が土着したものとみなされ，「以家筋庄屋役」についている3代五左衛門は，寛永5年任命された1ヵ年2人ずつの「廻り番庄屋」の1人と推定される。下佐波村の頭百姓8姓のうち，村政を独占的に主導した頭分「三苗」のなかでも青木家は中核的存在であった。したがって加納領主との関係は緊密で，「御殺生」，「御順見」の折には屢々青木家に逗留している。7代源兵衛は延享～寛延年間(領内各村頭分20人)・8代源兵衛は安永6年に加納藩「御勝手方」となっている。また同3年7月には「御代官井上畑治様ノ殿様御用金御頼ミニ付」152両，同7年には157両「御用達」している。天明6年の「帯刀御免」状によ

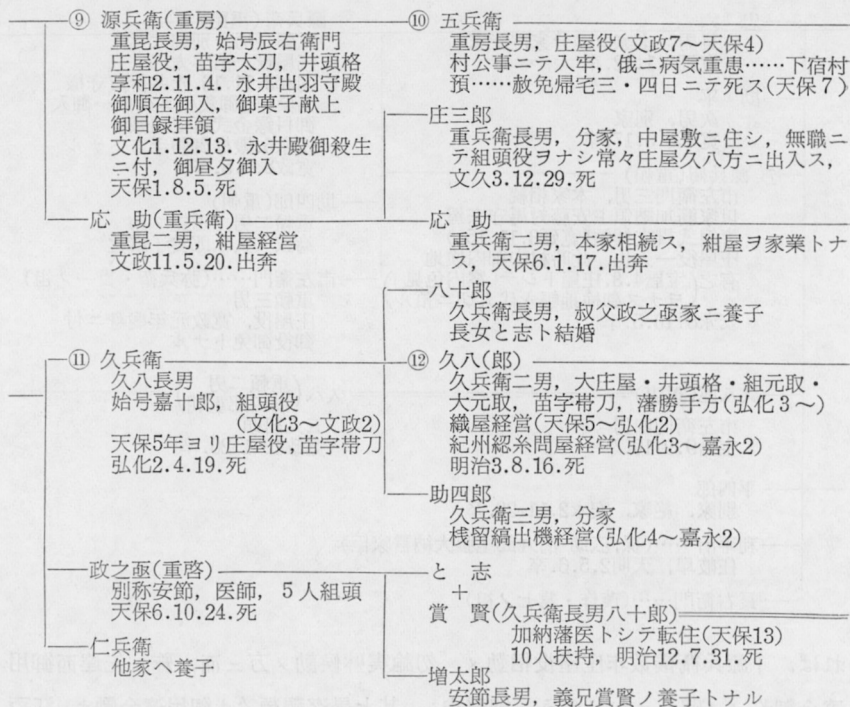


れば、「源兵衛儀数年庄屋役相勤メ、勿論実躰候勤メ方ニ而、殊ニ先達而御用達金御改メノ砌リモおほやうニ御請申シ、其上是迄親類も御用達金働キ、江戸表へ御聞ヘニ及ヒ、御ほう美として帯刀御免」となっている。

こうしたことは、すでに元禄期頃より窮乏をみるにいたった藩財政が頭分の財力に依存せざるを得なかった事態を示すものであり、「村法」問題の裁決に領主権が常に頭分三苗側に立っていたことと共に当段階における地主・小作(質地主・小作)関係への領主的対応のあり方を知ることができよう。旧稿において、享保期幕府の質流禁止令とその撤回の時期に領主権力は積極的な本百姓維持策から地主層擁護の方向をたどったとみなしてよいであろうと述べたが、ここには天明5年の史料をあげておこう。

天明五年

御領分中村々江被仰渡候御觸書



写惣印形帳

巳二月廿五日

北下佐波村

青木源兵衛

忠 八

覚

一, 御領分村方之内小作年貢不埒之村々有之候由相聞江不届ニ候, 只今迄致其儘置候段役人共辺茂不埒之至ニ候, 向後急度可相济若滞族有之者役所江可申出曲事ニ可申付者也

二月廿日

渡 政右衛門

高 九右衛門

横 友之丞

—源兵衛

五兵衛相続人，庄屋(天保13~嘉永1)
名ヲ源三郎ト改メ，機業ヲ管ミ活計ヲ立ツ
身上方不如意……出奔(嘉永2)

—平七

応助長男，父ノ業ヲ継ギ紺屋ヲ以テ家業トシタ
ルモ，後茶染業ニ転ジ家運隆盛トナル

—⑬久兵衛

久八長男，大庄屋・井頭格・組元取・大元取，苗字帯刀
第八区副戸長(明治4)
地租改正第1大区11小区鑑定役(明治8)
佐波村戸長(明治12)

—順道(増太郎)

加納藩主講学，藩医，10人扶持
明治22.6.30.死

追而此觸書早々順達廻リ留村ノ可相返候

一，御領分村々小作方ノ地親江掟米勘定近年相滞候段相聞不埒之至候，依之御奉行中ノ御觸有之候通以来急度滞無之様可被申附候，万一当人ノ相滞候ハハ其親類引請親類無之者ハ五人組引請ニ申付候間，相互ニ申合，小作銘ノ其年限ニ地親江不殘勘定相立候様可被申付候，此度御觸書之趣ハ勿論右自分共ノ相觸候趣共村中不洩様申渡候上，印形取其段可被相届候

(1カ条略)

右御觸之通急度相守候様被仰聞何分承知仕候，為其印形仕候以上

天明五巳年

二月

長右衛門 ㊤

(他48名印)

庄屋 青木源兵衛殿

同断 忠 八殿

組頭 富 蔵殿

同断 嘉 蔵殿

領主側より小作料滞納を取締る觸書を領内各村へ出し、村役人が一般農民に周知徹底を期して印形をとった農民側からの請書である。

度重なる領主への調達金や「御年貢先納金」の立替等のため、寛政元年7月「青木太兵衛(8代源兵衛)大借ニ而身上積仕替候ニ付……御役(庄屋役)御免」となっている。その後源兵衛家は頭分庄屋を世襲しながら次第に没落し、天保元年には「身上方切替ニ而小高ニ」なり、同2～4年の村方騒動に際して、脇百姓側より「先納金六拾兩程引負……村方江多分之損荷相懸」けたとして、村役人排斥の最大目標とされた五兵衛は、「村公事ニテ入牢……病氣重患……下宿村預」けとなり、天保7年死亡している。⁽⁵⁾

五兵衛に代って庄屋役に就任したのが、その分家筋にあたり、文化3～文政2年に組頭役を勤めていた青木久兵衛である。庄屋役に就任した天保5年頃から、青木家は官代地織・棧留織などの内機・出機をかなりの規模で経営し、同11年には「織屋取締方」となり、弘化2年には棧留機10桁を使用し、年内生産⁽⁶⁾約1,500反を上加納御園町の織屋次兵衛へ販売していることから、頭分庄屋として村政を主導すると共にこの村の綿業を先頭に立って組織していたとみなされる。綿織生産により資本蓄積を進めた青木家は弘化3年「紀州様御館入被⁽⁷⁾仰付」、加納豪商尾関仁兵衛と共に加納御園町に「紀州御国産総糸売捌所」を設立し、総糸問屋商人として活躍している。嘉永3年頃には綿業関係から一切手を引き、加納藩「御勝手方」として度々の調達金に応じ、藩財政に深くかかわっている。このことは、「井頭格」・「大元取」などの新たな役職についたり、領主から「二人扶持」や「御紋付御上下」などを受けるとき、常に「御勝手御用出精相勤候ニ付」、「御勝手金用格別出精相勤メ候間」とあることから知る事ができる。

天保期以降加納藩の財政窮乏はたんなる財政困難にとどまらず、それは領主制の危機におよぶものであった。青木家の如き村役人層が新しい役職と引替えに献金したことはもとより、村方地主の保有地や10ヵ村「郷蔵詰米」を担保としたり、或いは領内勝手方を発起人とする積立講をつくったりして屢々紀州金借用を行なっている⁽⁸⁾。こうした調達金の多くは、元金はもとより利子さえも十分には支払われず、領主財政の窮迫は結局領内全農民の負担に転嫁されることとなる。こうして慶応3年には「殿様御勝手向大庄屋組元取郷中江御引請申上候、此節無抛御借財御城付斗リニ而金拾参万兩程有之候」状態にたちいたっている。

ところで大庄屋・大元取・勝手方・御領分取締方を勤める青木家のごとき有力農民が、ペリー来航に際し江戸まで「鉄砲方・人足」を派遣し(安政元年1⁽⁹⁾月)、加納藩農兵隊編成に協力し(慶応3年4⁽¹⁰⁾月)、屢々100~200両という巨額の調達金に応じて領主権力との連繫を強めたとしても、その立場は領主的とすることはできず、村請制下の対領主関係において階級矛盾に立つことはいうまでもないであろう。そのことは、慶応元年調達100両で「井頭格・苗字帯刀御免」となった当村山田彦四郎が、翌2年「組元取役」に任命されようとしたとき「調達金貳百両被仰付候間直ニ退願」していること、一時的とはいえ「御領分中庄屋組頭御呼出ニ而免取調、高免之村々ハ不残退役」となっていること(元治元年9月)、「(青木)久八并久兵衛共勘定方不行届之儀モ有之ニ付取調中、右調達方并庄屋退役」となっていること(明治3年6月)などからも推測されるであろう。

また全国的に百姓一揆・打こわしの最高揚期であった慶応2年8月、高桑村堤防が決潰して入水したとき、この村最高の地主で庄屋・水防掛りであった山田五左衛門(文久元年105石余)・青木久兵衛(同75石余)らの不手際を責め、5ヵ村数百人におよぶ「小前之者……庄屋・水防持場役山田五左衛門方へ押し掛ケ……乱妨ニ及」ぶという騒動がおこっている⁽¹¹⁾。ここには半プロの貧農小作層である「世直し層」との対立を激化させていたことを知ることができる。翌3年

第1表 下佐波村青木久兵衛家の土地集積の変遷

		下 佐 波 村		上・中佐波村	高 桑 村	計	依 拠 史 料	源兵衛家下佐波村	
		北 組	南 組					北 組	南 組
寛文13	1673						検 地 帳	反	36.114
宝暦4	1754		反				〃		44.400
5	55	石						石	51.8291
10	60	40.7375							49.123
13	63	47.5013							56.0866
文化2	1805	67.8625	石	石	石	石	高 分 反 別 帳		
〃	〃	74.2515	6.2807	18.0593	33.9944	132.5859	〃		
〃	〃	36.1313	4.5831		22.0964	62.8108	〃		
文政12	29		石				検 地 帳	石	11.424
天保5	34	17.808							3.621
10	39	7.2868							0.786
弘化1	44	11.5625							0.816
2	45	23.9601					高10石以上取調 下帳		
嘉永3	50	26.6452							0
安政2	55	39.2063							0
		43.1811							

安政4	56	46.2988					高反別取調帳		
文久1	61	71.1312	4.6201				検地帳	0	0
慶応1	65	92.9600					検地帳	1.792	
明治2	69	96.7138						2.7797	
〃	〃	反 99.904		反 10.614	反 40.320	反 150.908	田畑掬取調帳		
6	73	102.109		10.614	42.315	155.108	控地田畑代盛帳		
8	75	136.405		13.319	50.800	200.524	田畑控帳		
11	78	149.922		20.009	51.005	221.006	掬取穫取調帳		
12	79		反 179.110				田畑方 税金勘定帳		反 2.721
17	84		181.327				佐波村地価持表		

注(1) 宝暦13年持高には養子助四郎分21.987石が加えてある。

(2) 明治12年反別は「美濃国郡村田畑地価老反歩当取調帳」(徳川林政史研究所蔵)より、佐波村の田反当 39.85円, 畑反当 43.84円を以て田畑反別を計出。

(3) 明治17年反別は、明治10年5月「佐波村反別地価総計表」(青木家文書)より、田・畑・宅地反当地価41.82円を算出、当家所有地価7,585.77円を控除して計出。

(4) 依拠史料の記載されていないのはすべて「高揃帳」によっている。

(5) 源兵衛家は参考として掲げておいた。

9～10月の「お札祭り」(「えいじゃないか」運動)には、おしかけて踊り騒ぐ民衆数十人に振舞酒を出し「皆々喜帰行」⁽¹²⁾かせている。こうして幕末期、青木家の如き地主＝村役人層に、いわゆる「中間層」としての性格をみるのである。

明治期に入り、青木家は明治8年「鑑定役」としてこの村の地租改正事業を主導的におし進め、同12年には戸長となっている。この時期の分析は続稿に譲ることとしたい。

青木家の土地集積 第1表は青木久兵衛家の土地集積の変遷をみたものである。文化2年には、庄屋青木源兵衛(辰右衛門)立合のもとに「高分」がなされ、持高はほぼ半減している。一種の分割相続のあり方を示しているので、「高分反別帳」により表示しておこう(第2表)。

第2表 青木久兵衛家高分表(文化2年9月)

下佐波村	北下佐波村	石	嘉十郎(久兵衛)	石
		74.2515		62.8108
	南	”	政之丞	46.4435
中	”	6.8391	仁兵衛	9.8985
上	”	11.2202	隠居分	13.4331
高桑村		33.9944		
惣高合		132.5859	計	132.5859
嘉十郎(久兵衛)	下佐波村	本田畑	反	石
		玄番新田(5っ取)	30.225	34.0714
		1っ取新畑 松林下々畑	5.722	6.103
	高桑村		0.9	0.54
		本田新田共		22.0964
			計	62.8108

幕末維新期における地主的土地集積と地主・小作関係(I) (丹羽)

政 之 亟	下佐波村	本 田 畑	17.4125 ^反	18.8333 ^石
		玄 番 新 田(5っ取)	4	4.267
		2っ取新田	0.215	0.225
	高 桑 村	本田新田共		11.898
	上佐波村			11.2202
	計			46.4435
仁 兵 衛	下佐波村	本 田 畑	6.820	8.0348
		玄 番 新 田(5っ取)	1.810	1.8637
	計			9.8985
隠 居 分	下佐波村	本 田 合	4.712	5.989
		玄 番 新 田(5っ取)	0.515	0.605
	中佐波村			6.8391
	計			13.4331

注 この「高分」は、政之亟が分家し、仁兵衛は他村へ養子となっている例である。父久八は既に死亡しており、隠居分は母のものである。隠居分13.4331石は「末ニ至リ引渡之時平均高五石目ハ本家嘉十郎江引請、仁兵衛方へ責任応対相働」め、その残高は「嘉十郎・政之亟江半分ツ、相譲」り、万一仁兵衛が後年村方に住むような場合には、嘉十郎引請の5石は仁兵衛へ渡すこととしている。

第1表で示した青木家の土地集積の変遷をさらにくわしくみるために、証書類と「質書入田畑書留帳」により、土地移動＝金融の形態と内容を示したのが、第3表—1・2である。

第1・3表より、当家の土地集積と放出についてはおよそ3つの時期（寛延期～文化初期、文化初期～天保初期、天保初期～幕末明治初期）に区分されよう。以下それぞれの時期についてみていこう。

第1期（寛延期～文化初期）この時期はほぼ18世紀後半にあたっている。旧稿⁽¹³⁾において、当地方に綿業を中心とする商品生産流通が本格的に展開し始める18

第3表-1 下佐波村青木久兵衛家の土地移動—金融

(買主—貸主の場合)

		A		B			C			D		備考
		永代売(a) 高切入(b) 質流(c)		年季売入			書入			無担保		
		件数	反別 (畝)	件数	反別 (畝)	件数	反別 (畝)	件数	金額 (両)			
享保13	1728	a 1	0.03									
元文5	40	a 1	9.205								小作料反当 1.267石(寛保3)	
○寛延3	50	a 2	10.20			2	34.03				C数1	
○宝暦1	51	a 1	12.12			4	50.15					
○	2	52	a 1	6.285							年本金ノ2割利	
○	3	53				3	44.295					
○	4	54	a 2	4.14								
	7	57	a 1	9.145							A数1 年1両=銀10匁利	
	8	58	c 1	1.15								
	9	59	c 4	66.01								
	10	60	(a1 c4)	45.01								
	11	61	c 4	9.185								
	12	62	c 4	22.195								
	13	63	c 1	10.09								
明和1	64	c 1	10.115									
	2	65	c 2	7.21							A数1	
	3	66	c 4	28.18							A数1	

明和4	67	c 2	12.07		1	2.04	
5	68	c 2	16.27				
6	69	c 1	8.055				
7	70	c 1	10.12	1	15.075	1	3.26
8	71	c 6	107.295				
安永1	72	c 1	0.025				
2	73	c 1	5.12				
3	74	c 3	6.155				
6	78	c 1	10.185				
9	80	c 2	15.275				月8分利
天明2	82	c 2	6.11			1	11.04
3	83	c 1	8.14				年2割利
6	86	c 1	23.09			1	10.24
7	87					1	10.16
8	88					1	3.29
寛政1	89	c 1	2.23				C数1
2	90	c 3	26.065				A数1
4	92	c 3	73.035				A数1
7	95	c 1	30.06				A数1 年1割利
○享和2	1802	(b1 c1	6.28				年1利5分利
○ 3	3	(b2 c1	10.11			1	5.085
○文化1	4	b 2	14.105				A数1 月6分利
○ 3	6	(b1 c1	5.295	1	3.115		村方質入値段反当5両替
○ 5	8	b 1	5.24				年1割2分5厘利, 反5両2分替(文化7)

	A		B		C		D		備考
	永代 高質 切流 件数	売入 別 流 (a) (b) (c) (数)	年 質 件数	季 売 入 別 (数)	書 入		無 担 保		
					件数	反 別 (数)	件数	金 額 (圓)	
○文化 8	1811				2	36.25			C 2件とも久兵衛方世利講書入 反6両替(文化9) 月6分5厘利(文化12) 反5両替(〃 12) 月6分利 (〃 14) 反6両替(文政4) 反6両2分替(〃 7) 反7両1分替 反6両替 (〃 8) 反6両1分替(〃 9)
○天保 2	31		1	4.115					反8両替, 月6分利, 霜月は8分利(天保1)
○	3		2	4.245					B数1 月7分利
○	4	33							A土蔵1数1 月7分5厘利, 年1両に米8升利
○	5	34			2	11.00			
○	6	35			4	14.205			年6分利
○	7	36			3	7.225			
○	8	37			6	27.16			A数1
○	9	38			6	26.285			
△	10	39			2	7.16			C数1
	11	40			3	19.06			C居宅1 月7分利
	12	41			1	4.02			

△天保13	42	(a2 b1)	32.265	1	10.01		1	15
△ 14	43	(a1 b1 c1)	22.265			2	7.175	
△弘化1	44	(a4 b1)	82.295			1	3.15	
	2	(a1 b1)	21.275			1	9.01	
△	3	b 1	3.18	2	127.185	3	18.205	
○	4	(a2 b1)	25.23			6	30.025	
○嘉永1	48					10	390.145	
○	2	a 1	108.265			1	5.02	
○	3	b 2	10.025	1	2.12	5	113.05	
○	4	(a1 b2 c1)	32.055			7	59.27	
○	5	a 1	0.29	1	1.08	4	15.165	
○	6	(a1 c3)	18.225			6	62.035	
○安政1	54					3	16.015	
○	2	(a2 c1)	48.19			4	49.275	
○	3	a 1	1.185			2	10.00	
△	4	a 2	24.175			6	45.275	
△	5	a 4	30.22			5	62.005	
○	6					5	78.27	

A 敷1, 月5分利, B小左衛門5年季^畝125.18(43両2匁7)

月6分利

C 講書入2七左衛門60.05(100両)・政之亟60.265(100両), 次木村江崎庄右衛門165.24(100両)

A 笠松高島久右衛門(152両)

C 講書入1尾州留田村喜右衛門74.145(50両)

年4升利, 月5分利

年7升利, 年1割5分利

C 観音寺58.24(30両)

幕末維新时期における地主的土地集積と地主・小作関係(1) (丹羽)

第3表-2 下佐波村青木久兵衛家の土地移動—金融
(売主—借主の場合)

	A		B		C		D		備考
	永代売(a) 高切入(b) 買流(c)		年季売入		書入		無担保		
	件数	反別 (畝)	件数	反別 (畝)	件数	反別 (畝)	件数	金額 (両)	
△寛政12	1800		1	18.28					
○享和2	2				1	12.195			C講書入
○文化1	4	b 5			1	11.005			
△	2	5 b 1							
○	3	6 b 3			2	118.00			
○	4	7			3	133.295	1	15	C村借用1 D村借用1
○	5	8			1	74.005			
○	6	9 b 5			2	99.19			C村借用1
○	7	10 b 1							A笠松高島久右衛門(56.2) ^両
○	8	11 b 2			4	115.095			A数1 C村借用1
○	9	12			3	71.05			
○	10	13 (b6 c1)							
○	12	15 b 3	1	72.12	1	10.235			B山田茂兵衛7年季(52両)
△	13	16			2	23.115			
△	14	17 c 1							

幕末維新期における地主的土地集積と地主・小作関係(1) (丹羽)

	A		B		C		D		備考
	永高質 代売(a) 切入(b) 流(c)	反別 (畝)	年質	季売入	書入		無担保		
					件数	反別 (畝)	件数	金額 (兩)	
○文政1	1818	b 2							
△	3	20	c 1						
○	6	23	b 1						
○天保9	38				2	110.15			
△	10	39			1	97.10			
	11	40			1	97.10			
	12	41			1	41.065			
△	13	42					1	20	
△	14	43			2	63.02	1	20	
△弘化1	44				2	75.095	1	20	
	2	45			1	29.24	2	40	
△	3	46			2	2317 45.155	4	150	C居家1・土蔵2・有畝2,317畝「紀州総糸売捌所」設立
○	4	47					7	200	
○嘉永1	48						4	150	
○	2	49					6	190	
○	3	50					10	345	
○	4	51	b 1		1	45.155	6	159	A年季地請戻

○嘉永5	52				1	66.03	8	225	C講書入
○ 6	53						3	35	
○安政1	54						1	10	
○ 2	55						1	10	
○ 3	56						1	10	
△ 4	57								
△ 5	58				1	33.11	2	100	C講書入

注 第3表-1・2作製に関する依拠史料その他については、拙稿「近世土地移動の時代性格」(『岐阜経済大学論集』第7巻第2号)39—40頁参照のこと。

- (1) 「書留帳」により、その年の土地移動＝金銭のすべてがわかるものは年次の前に○印、その一部がわかるものは△印を付した。符号のない年次は証文のみによっている。
- (2) 参考のため、証書類のみから無担保金融としての貸借を掲げた。残された証文のみによっているので、このほか多数存在していることは明らかである。
- (3) 第3表-1備考欄に記した利率や買入値段はその年の下佐波村の事例からとったものであり、必ずしも青木家の事例とは限らない。なお時代順に変化のあった場合のみを記した。

世紀半ば、ほぼ宝暦期頃に農民階層分化の基点があったとした。享保13年以来この時期のはじめ数年間は永代買をしているが、その後はほとんど年季売・買入(占有担保形態)、書入(非占有担保形態)からの質流の形態をとって、比較的零細な土地を漸次集積している。土地放出は文化期に入ってからを除いて全く行なわれていない。この時期の村方買入値段は反当りほぼ5両とみなされ、利子は寛政初年頃まで本金の2割という高率を示している。商品貨幣経済にまき込まれた中下層農民の多くは、「御年貢上納ニ差詰り……」保有地を買・書入しても、高額利子率のため、本金はもとより利子さえも支払えず、したがって「請戻」は容易ではなく土地を手放して半プロ化せざるを得ない。この時期青木家の土地集積は、こうした中下層農民の比較的零細な土地を主として質流の形態で集積していったものとみなされる。

第2期(文化初期～天保初期) この時期の特徴は、第1期とは逆に文化初年を除いて土地放出のみが進行している。したがって文化2年の「高分」以来天保初年にかけて土地保有高は急速に減少している。源兵衛家の場合も全く同様の傾向をたどり、さらに激しかったものとみなされる。

この間源兵衛家は庄屋役を世襲し、久兵衛家は文化3年より文政2年まで組頭役についている。第3表-2によれば、この時期比較的規模の大きい久兵衛家の買・書入がなされており、とくに「村借用」の書入数件の存在が目される。表示したのは組頭久兵衛家が自己の保有地を書入したことが確認される場合の村借用のみである。文化4年の例をあげておこう。

加納宿場助成金御貸付質地証文

一金拾両也

此質地反別三反七畝五歩

但シ村方買入直段壹反歩ニ付金五両替

此高五石壹斗九升貳合七勺

右小前

字葭原

上田壹反八畝壹歩半 地主 嘉十郎

此高貳石七斗七合五勺
同所
中田壹反九畝三步半 同断 同 人

此高貳石四斗八升五合貳勺

右ハ宿場助成金御貸付之内書面之金高拾兩也只今礎ニ受取借用申処実正也、右質地村役人立会地所相改候処少も相違無御座候、然上ハ来辰年ノ申年迄五ヶ年之間壹ヶ年ニ元金貳割ツツ返済利足之義年壹割五分之積りを以毎年十一月廿五日切ニ元利共無遅滞返済可申候、自然宿場御入用ニ付不時ニ御取立御座候ハハ何時成共其筋迄之利金相添元利共不残返済可申候、万一相滞申候ハハ書面之質地御引取御拂可被成候、若買請願之者無御座候ハハ村役人江質地請取元利共急度返済可仕候、年限中此証文御用可被成候、為後日借用質地証文差出シ申処如件

文化四年

卯十二月

北下佐波村
地主組頭 嘉 十 郎
(青木久兵衛)
組頭 源 十 郎
庄屋 辰 右 衛 門
(青木源兵衛)

加納宿

御役人衆中

北下佐波村の村役人が、組頭久兵衛の保有地を担保として「加納宿場助成金」10兩を5ヶ年間借用し、1ヶ年に元金の2割ずつ、利息1割5分の返済を契約した書入証文である。「書留帳」によれば、「村借用」には無担保金融もあるが、ほとんどは村役人が交替で自己の保有地を書入借用している。その理由は「借用御上様江差上」とか「御年貢先納金」・「村方諸入用金ニ差支」等となっており、寛政末年以来、とくに化政～天保にかけて連年数件におよんでいる。

貸金主についてみれば、さきにあげた加納役人(加納宿場助成金貸付・植付金貸付)を始め、寺(岐阜法花寺・南宮寺祠堂金)、綿業関係の大問屋商人(竹鼻大沢文助・笠松高島久右衛門)、岐阜・加納の豪商(横山七左衛門・尾関仁兵衛)、近隣村

第4表 下佐波村における高島久右衛門家（笠松）の土地移動—金融

	形態	件数	反別	金額	備考
文化7	1810 高切入	1	116.13 ^畝	56.2 ^両	嘉十郎(青木久兵衛)
8	11 書入	3	181.205	50	村借用(先納金差支)
9	12 "	2	166.03	52	村借用
14	17 "	1	30.125	10	村借用
文政1	18 無担保	1		米 50俵 (此金14.2.2)	村借用
"	書入	1	30.125	10	村借用
2	19 無担保	2		40	村借用
4	21 高切入	1	11.28	6.1 6 匁	青木源兵衛
"	書入	1	19.135	5	政之亟
5	22 "	1	25.185	8	源兵衛(応助借金分)
"	"	2	134.29	47	村借用(村方要用金=差支)
6	23 "	2	81.065	30	村借用
"	"	2	73.225	25	源兵衛・政之亟
7	24 "	4	169.03	60	源兵衛(応助分)・政之亟・応助
"	"	1	41.215	15	村借用
8	25 "	1	52.085	20	村借用
"	"	3	163.03	60	源兵衛(応助分)・源十郎
天保1	30 "	1	56.215	20	源十郎 月1両=銀6分利
3	32 "	1	76.205	30	応助
4	33 "	1	50.295	30	中佐波村 利右衛門 月1両=銀7分5厘利
9	38 質流	1	5.145		応助出奔による
嘉永2	49 永代売	1	108.265	152	青木久八(久兵衛家)へ

注 (1) 嘉永2年青木久兵衛家への永代売を除いて、すべて高島家が買主=貸主である。

(2) 村借用の理由は「書留帳」に記載されているもののみが記されている。

の大地主(西部村竹内義左衛門・上宿村清藏)など広汎にわたっている。このうち、後にくわしくみる笠松の商業高利貸資本高島家の下佐波村における土地移動＝金融をみたのが第4表である。村借用は化政期に集中し、16件、274両、米50俵におよんでおり、その激しさを知ることができよう。

この時期、藩財政の窮乏は領内農民とくに頭分的村役人に転嫁され、領主的土地所有からの圧迫は度々の調達金や保有地書入による村借用となったものと思われる。さらにこうした村借用のみでなく、さきにみた豪商農などへの個人的な土地書入や放出が進んでいることは第4表からも明らかである。源兵衛家は庄屋としての村借用や個人的借用のための保有地書入数は最も多く、また紺屋経営に失敗して2回にわたり出奔した分家応助(「系譜」参照)より「藍仕入ニ付金子借入呉候様頼ニ付」、大沢文助・高島久右衛門などへ屢々書入借用している。この間土地喪失は進行して没落し、さきにみた如く天保元年には「身上切替ニ而小高ニ」になっている。久兵衛家は、文化7年高島家へ1町1反6畝余を56両2分で高切入した(第4表)のを筆頭に、かなりの土地を喪失して天保期におよんでいる。

第3期(天保初期～幕末明治初期) 天保期村方騒動のあと、同5年久兵衛家が庄屋役に就任してから、幕末明治初年にかけて急速に土地集積を進めた時期である。

さきにも述べたように、庄屋役に就任した天保5年頃より、かなりの規模の綿織生産を行なって資本蓄積を進めると共に土地集積を併行させ、弘化3年には「紀州総糸売捌所」を設立して総糸問屋商人となっている。他方この頃藩「勝手方」となり藩財政にも大きくかかわることとなるが、嘉永3年頃には綿業関係より手を引き、蓄積資本を土地購入にあて、急速に寄生地主化している。

この間嘉永4年に1件のみ、宅之亟へ1反5畝余を手放しているが、これは「去子(天保11)年ぶ年季地ニ相成居候処請出シ候ニ付地所並高切返シ」たものであり、事実上土地放出は全く行なわれず、一方的に土地集積のみが進行して

いる。この期の久兵衛家の土地移動＝金融に関しては、既に旧稿⁽¹⁴⁾において関説しているので、ここでは詳述することを避けたい。年季売・質入も存在しているが、書入形態が頻繁に行なわれている。質・書入からの質流となるものは比較的少なく、かなり多くは請戻されている。したがってこの時期の土地集積は圧倒的に永代買としてなされ、嘉永2年高島家より1町8畝余を152両で購入したのを始めとして、かなり規模の大きい土地購入が出現している。また頼母子講書入にしても「取足」100両のものが出現するにいたっている。また久兵衛家の他家への書入や無担保金融も盛んに行なわれ、弘化3年「総糸売捌所」設立認可のため、紀州藩あてに居家1・土蔵2・有畝反別23町1反7畝歩（出作共）を書入したのを筆頭に、比較的規模の大きいものがみられる。

これらの大規模な書入は、ほとんど地主・金貸業者相互間の土地金融として行なわれ、返金請戻されていることはいうまでもない。かくしてこの時期の土地移動＝金融は、当地方における商品生産流通の展開と農民階層分化の進行とを反映して、天保期以降とりわけ開港後の原蓄過程の進展のなかで、小作料取得を目的とする土地集積と、書入や無担保金融による貸金利子を目的とするものとに分離する傾向を促進させていたことを知ることができる。

B 羽栗郡笠松村高島久右衛門家

これまでみてきた下佐波村青木久兵衛家とは、かなり異なったタイプを示す笠松村高島久右衛門家の場合についてみていこう。

笠松における高島家⁽¹⁵⁾ 笠松村では、「草分け八人衆」が年寄として年番庄屋役をつとめていた。おそらく彼らが主要な頭分百姓として、村政を独占的に支配していたものと思われ、その他高持は何れかの年寄の「組下」として組織されていた。組頭はおかれず、代りに各町に「町役」がおかれ、百姓代は治水関係の願書についてのみ署名し、その他の郡代への願書類はすべて当番庄屋および年寄連名で行なう慣例となっていた。

笠松新町の町役であった高島家は文政12年に年寄役に就任している。その経緯については「廣瀬扇右衛門年寄株高島久右衛門江相譲り候一件書類写」(高島家文書)にくわしい。「草分け八人衆」の1人であった広瀬家の扇右衛門は、信楽代官多羅尾家の手代となり、以来扇右衛門年寄株は休株となり、組下百姓名寄帳は当番庄屋附となっていた。同年正月高島家は広瀬家に金30両をおくって「(年寄)株跡相続方譲り請」けている。当代広瀬伊織は、跡株譲り状と共に当番庄屋預りの「株附名寄帳」を久右衛門へ引渡し、八幡宮・天王宮・秋葉宮・天満宮などの「神社鍵之儀ハ不残」当番庄屋へ返納している。笠松役所へ提出した請書はつぎの如くである。

差上申一札之事

笠松村年寄役之儀、御繩請八人ニ而、往古より相勤来、右之内扇右衛門跡年寄役休役罷在候処、由緒も御座候ニ付、同人跡年寄役久右衛門相勤申度、勿論村内取障之儀無御座候ニ付、前々仕来之通惣年寄一同連印奉願候ニ付、願之通久右衛門江年寄役被仰付難有承知奉畏候、然上ハ前々御法度筋被仰出候趣大切ニ相守、村内用等相減、村内不取締之儀無之様心附ケ、相役一同和融いたし、公事出入等無之様相慎可申候、万一御年貢等引負仕候ハハ、御吟味之上何分ニも可被仰付候、仍而御請証文差上申処如件

文政十二丑年二月二日

濃州羽栗郡笠松村

元年寄扇右衛門跡	年寄	久右衛門
惣年寄惣代	庄屋	重右衛門
	年寄	民次
	同	彦左衛門

⁽¹⁶⁾ところで笠松は、旧稿において述べた如く、当地方綿業の発展と共に、竹鼻と並んで商品生産流通の拠点となり、周辺綿業農村の結接点ともいうべき、在郷町的性格をもつ商工業村落を形成していった。名古屋街道筋にあたり、木曾川に臨んで河港をもつことから、水陸交通の要衝であり、寛文2(1662)年美濃

郡代がおかれると共に、六斎市が開設されている。第16代郡代辻六郎左衛門支配（天明8年～寛政3年）の頃「笠松町方之儀ハ……家数八百軒余有之候処、追々他所へ引越、百姓店借等相増猥ニ成出所不知もの等入込」んでいることは、階層分化によって分出された周辺農村からの多数の貧農・半プロ層が流入したものである。

無高率は享保6年17.9%から宝暦10年36.6%と倍増し、文政一天保期以降は50%を超え、とくに慶応期には59%に達している。1石未満層を加えた半プロ・貧農層は天保13年88%余、慶応4年では実に90%を超えており、農商工分離、階層分化の激しさを示している。階層分化と社会的分業の進展は、一方大地主・豪商を出現させると共に、他方専門化した多数の各種商工業者や、小作・小商、賃労働者化した賃機糸延・駄賃稼・日雇などいわゆる半プロ層を広汎に生み出していた。

高島家は、後にくわしくみる如く、こうした笠松という在方の商品生産流通の拠点において、宝暦期頃から、とくに寛政一化政期頃、旺盛な商業高利貸活動により資本蓄積をおし進め、文政12年には「年寄株」を買って年番庄屋・水防役となり、蓄積資本を土地集積に投下して笠松最高の地主（天保13年83石余＝村高の26.6%、慶応4年72石余＝同24.7%）となり、さらに10ヵ村余にわたる出作地主ともなっている。

商業高利貸資本としての高島家 第5表は「有荷帳」（高島家文書）により、高島家の商業高利貸資本としての経営をみたものである。寛政8年の「有荷帳」が残されている最も古いものである。既に質金合計1,609両、店有物754両余、有金・貸金・取替金315両、残高2,679両におよんでいる。商業高利貸資本としての高島家の活動がいつ頃から開始されたかは不明であるが、寛政8年の例からみてかなり早い時期にさかのぼるのではなかろうか。土地移動が明和初年から始まっている（第7表参照）ことから、当地方綿業が本格的に展開し始め、農民階層分化の基点ともなった18世紀半ば、ほぼ宝暦・明和期頃と推測される。

まず文政6年までを検討してみよう。差引残高を一見すれば、寛政8年のそれに較べて2倍以上となっており、その間年毎に資本蓄積を増大していったことがわかる。質合計では寛政8年の1,609両より文化元年2,239両とかなりの増加を示し、以後大きな変化は示さず文政6年におよんで減少がみられる。また店有物合計は文化4年以降、同7年には急増しているが、約半減するにいたっている。こうして質、店有物の停滞・減少にもかかわらず、差引残高が年毎に増大しているのは、有金・貸金・取替金の急増によることは明らかである。即ち寛政8年315両は文化4年1,582両と約5倍に達し、文政6年には実に3,565両と11倍余に増大している。この時期、高島家が商業高利貸活動を通じて盛んに資本蓄積を進めたことを知ることができる。注記したように、文化14年の有金・貸金・取替金の内には同5年以降の土地購入分599両余、文政6年には947両余が含まれており、商業高利貸活動により蓄積した資本を土地集積に投じたことは明らかである。

高島家の貸付対象は、「当町掛方」・「在方貸」と記される笠松のみでなく、岐阜・加納・下佐波・茜部・川手・田代・印食・高桑などの周辺町村を始め、桑名・伊勢・神戸にまで拡がっており、農民諸階層から幕藩の役人にまでおよんでいる。文化10～文政6年には100～200両という規模の大きいものもみられる。さきに掲げた第4表では下佐波村における、高島家の土地移動＝金融の実態をみた。そこでは主として書入、および無担保金融の形態をとって「村借用」や個人的借用に貸付けられていた。

高島家の取扱い商品の内容を「店有物」によって検討すれば、実綿を始めとする綿業関係商品の多いことに注目される。高島家が「綿屋」と称された所以であり、この時期における当地方綿業の発展を裏づけるものである。その他としては米・大豆など穀物関係のものが多く、とくに寛政10年2両から文政6年146両と増大している肥料(干鰯・油粕)に注目しておきたい。これら諸商品には「在方綿・総」や「一宮線綿」はもとより、「大坂実綿」・「江戸干鰯・メ粕」・「関東絹糸」・「紀州総」・「上州大豆」などの記載から、当時かなり活発に遠隔

炭							1.12			12.2
紙										8.3
その他	2.2 竹皮・茶			5 銀	85.2 種からし	71.1 竹皮・銀	6.1 ぬか物	26 だし・銀・ 備中・かや		1.12 ろうそく 売葉
計	754.3	935.2	994.2	775	360.1	1,016.1	316.1	294.1	346	172.1
有金・貸金・取替金	315.1	254.2	294	295.12	1,582.3	696	2,370	2,734.3	3,565.02	98.1
計	2,679	2,753	3,012.1	3,310	4,093.1	4,256.1	5,010.2	5,491.2	5,780.12	279.3
借金・預り金	0	0	0	8.2	0	0	0	0	0	226.1
差引残高	2,679	2,753	3,012.1	3,301.2	4,093.1	4,256.1	5,010.2	5,491.2	5,780.12	53.1

注 (1) 「有金・貸金・取替金」……文化14年の項には、文化5年以降の「田地購入分」金599.1両銀5匁が含まれている。

同文政6年の項には、文化5年以降の475.1両銀5匁(「請返」分を除く)、文化14年以降の571.3両銀8匁9分が含まれている。

(2) 安政5年の「店有物」は、銀価格となっているが、比較に便宜のため金価格に換算して表示した。

地間流通が展開されていたことを知ることができる。

つぎに安政5年の「店卸」勘定をみておこう。文政6年から35年も隔たっているのでその間の精密な分析は不可能であるが、質合計9両1分、店有物172両、有金・貸金・取替金98両、借金・預り金226両1分を差引いた残高は僅か53両1分となっており、すでに文化末年頃より文政期にかけて縮小傾向を示していた高島家の商業高利貸活動の極端な規模の縮小をみるであろう。こうした事態は、高島家が「年寄株」を獲得し、輪番庄屋・水防役として村政にたずさわるにいたった文政末年頃をおよその画期として、寄生地主化し、商業高利貸資本としての活動を縮小させていったものと思われる。第6表は、幕末期の「宗門改帳」により高島家の家族と雇傭労働との人数をみたものである。雇傭労働はほとんど周辺農村から、下男は1年季、下女は半年季で雇傭され、数年間年季を更新させながら勤めている。天保期8～9人の雇傭労働は、安政3年以降平均4人に減少している。この雇傭労働の減少からも、幕末期高島家の商業高利貸経営の規模の縮小を推察できるであろう。

取扱い商品は、寛政・享和期頃中心であった実綿始め綿業関係は全く姿を消しており、肥料・穀物・酒醬油・炭・紙などに転換している（壬申戸籍での職業は味噌溜商）。高島家の経営のみで結論づけることはさし控えねばならないが、或程度幕末以降当地方綿業の停滞動向を推察し得るであろう。

高島家の土地集積 商業高利貸資本の活動を通して蓄積した資本を、化政期頃土地集積に投じたことは前に述べた。第7表は、高島家が明和2(1765)年より文化13(1816)年までの間に集積あるいは放出した土地について記載されている「田畑扣覚帳」により集計したものである。即ちこの間に笠松のみで6町8反6畝余、7ヵ村の集積分を加えて実に11町8反4畝余の土地を集積し、放出は1町5反1畝余である。年間1町歩以上を集積した年は、寛政6・8・9年、享和元年、文化7年の5ヵ年を数えている。

さきに「有荷帳」の分析から、寛政一化政期頃の活発な高島家の商業高利貸活動をみたが、その蓄積資本はこの時期笠松はいうまでもなく、周辺諸村

幕末維新时期における地主的土地集積と地主・小作関係(Ⅰ)(丹羽)

第6表 高島久右衛門家の家族と雇傭労働

		家 族		雇傭労働				家 族		雇傭労働	
		男(人)	女(人)	下男(人)	下女(人)			男(人)	女(人)	下男(人)	下女(人)
天保3	1832	3	4	7	2	嘉永3	1850	4	3	3	5
4	33	3	3	5	2	6	53	7		8	
5	34	3	4	5	2	安政1	54	7		6	
6	35	3	5	5	2	2	55	4	4	3	2
7	36	3	6	5	3	3	56	5	3	2	2
8	37	3	5	5	4	4	57	5	3	2	2
9	38	3	5	7	2	5	58	5	3	2	2
10	39	3	5	6	2	6	59	5	3	2	2
11	40	4	4	6	2	万延1	60	5	4	2	2
12	41	3	4	7	2	文久1	61	5	4	2	2
13	42	3	4	7	2	2	62	5	5	2	2
14	43	3	5	5	3	3	63	6	5	3	3
弘化1	44	3	6	4	3	元治1	64	6	5	3	3
2	45	3	7	4	5	慶応1	65	6	5	2	2
3	46	4	6	4	4	2	66	5	5	2	1
4	47	4	6	3	5	3	67	6	5	2	2
嘉永1	48	6	6	3	5	明治1	68	6	4	2	2
2	49	4	3	3	5						

第7表 高島久右衛門家の土地集積と放出 (単位, 畝)

村名	笠松	上茜部	中茜部	下茜部	下佐波	下川手	徳田新田	柳津	計	土地放出
明和2	1765	2.26							2.26	
8	71	2.20							2.20	
安永1	72	2.20							2.20	3.26
7	78									6.23
9	80						6.07		6.07	
天明1	81	2.08							2.08	
3	83		19.20						19.20	5.04
4	84	14.26	8.21						23.17	
6	86	4.13							4.13	
8	88	9.09		9.195					18.285	11.03
寛政1	89	13.22							13.22	3.24
2	90	6.27							6.27	2.27
3	91			24.08					24.08	3.10
4	92	0.18							0.18	4.04
5	93	32.06		9.255					42.015	4.19
6	94	165.14					0.24		166.08	10.26
7	95	6.22		9.02					15.24	5.21
8	96	91.19	6.02	18.085		1.06	31.28	8.00	157.035	2.24
9	97	119.29					13.17		133.16	11.295
10	98									5.29
11	99	1.20		1.25					3.15	5.025

寛政12	1800	49.28	2.20	21.165		7.26			82.005	17.178	
享和1	1	123.16	10.09			12.11	9.24		156.00	41.013	
	2	5.01			7.21	13.26			26.18		
	3					16.12			16.12	3.09	
文化1	4										
	2	5	2.14	27.23	20.095				50.165		
	3	6	2.20		5.185				8.085		
	6	9						7.00	7.00		
	7	10	6.19			116.13			123.02		
	8	11	2.14						2.14		
	10	13	3.15						3.15		
	12	15	9.24						9.24		
	13	16	2.24		49.00				51.24		
計		686.24	75.05	169.13	7.21	116.13	51.21	62.10	15.00	1,184.17	151.071
文政4	1821					11.28					
天保9	38					5.145					
嘉永2	49									108.265	

注(1) 「田畑扣覚帳」(高島家文書)による。

(2) 文政4年以降の分は「買書入田畑書留帳」(下佐波村青木家文書)による。

(第4表, 下佐波村の場合参照)を対象として盛んに土地集積に向けられたことを知ることができる。文化7年下佐波村の1町1反6畝余は青木久兵衛より56両2分で高切入したものである。同14年の「有荷帳」には同5年以來の「田地買控」が記されており, 青木久兵衛分を含めて15人から永代買, 年季売・買入の形態で土地を集積し, 金599両1分銀5匁を支払っている(第5表, 注1), その内には零細なものもあるが, 50~100両のもの7人を数えている。その後124両分が「請戻」されて文政6年には475両1分銀5匁(50両以上5人)分が高島家の定着集積分となっている。

史料を欠いているので, 第7表からは, 下佐波村分を除いて, 文化14年以降の土地集積は不明である。文政6年の「有荷帳」には, 文化14年以降の「田地買控」が記載されている。それを集計して示したのが第8表である。笠松を含めて8ヶ村35人から金571両3分銀8匁9分に当る土地を集積しており, 第7表には出ていない田代・三ツ屋・長池村からも土地集積をしたことを示している。

第8表 高島久右衛門家の土地集積(文化14年~文政6年)

村名	笠松	上茜部	中茜部	下佐波	徳田新田	田代	三ツ屋	長池	計
人数	11	4	1	1	4	9	2	3	35
金額	274両	55両	6.2両	6.1両 6匁	31.32両	155.1両 28匁3	12両 12匁3	30両	571.3両 8匁9

注 文政6年「有荷帳田地買控」(同家文書)。

以上の分析から高島家は寛政一化政期に商業高利貸資本家としての活動により資本を蓄積しながら, 同時に, その蓄積資本を土地集積に投じたことを知ることができる。文化13年手作地は田畑合計5反8畝29歩であることから知られるように, 集積した土地のほとんどは小作に出しており, 天保期にはすでに寄生地主であったとみなされる。そうした動向は, 高島家の村内土地保有が, 天保13年83石余から慶応4年72石余と減少していることや, 嘉永2年下佐波村青木久兵衛家に, 田畑1町8畝余を152両で手放していることから推測し得るところである。文政12年「年寄株」を獲得して庄屋・水防役として村政にかかわ

るようになり、天保期頃寄生地主となった高島家は、幕末維新时期、従来の商業高利貸活動の規模を縮小させていったものとみなされる。

こうして高島家の土地集積の変遷は、前述下佐波村の青木家が、寛政一化政期頃保有地を減少させ、庄屋役に就任した天保初年頃より弘化期にかけて、「織屋取締方」となり、自らもかなりの規模の綿織生産にあたり、蓄積資本を投下して紀州総糸問屋を経営し、嘉永期頃綿業関係から手をひくと共に、急速に土地集積を進めて寄生地主化していったのと対称的であるといえる。そのことは、1830~40年代に開始され、開港を契機として急速化し、明治権力により強行されたわが国の本源的蓄積過程における、幕末期綿業農村下佐波村と、それら周辺綿業農村の結接点ともいべき商工業村落笠松との、階層分化・社会的分業の展開度の段階的相違を反映しているとみなしてよいであろう。

注(1) 拙稿「近世農村における身分的階層制と村方騒動」(『岐阜経済大学論集』第2巻第1号)。

(2) 『岐阜県史』通史編近世上。

(3) (1)に同じ。

(4) 拙稿「近世土地移動の時代的性格」同上『論集』第7巻第2号。

(5) (1)に同じ。

(6) 拙稿「商品生産の展開と農民階層分化の概観」(同上『論集』第5巻第1号)。

(7) 弘化3年7月の「紀州館入」については「是迄、青木久八紀州様御用所江州志ヶ谷迄、御出入=相成居候続^キ付、御館入被仰付候」(「歳々諸事村用留帳」)とあることから、青木久八が加納藩勝手方となったのは、天保末年頃と思われる。

(8) 『岐阜県史』通史篇近世上943—45頁。なお「紀州金」については、「志賀谷紀州御役所御用途金といい、多くの大名が借りている。……この志賀谷金については、いま充分あきらかにすることはできないが、史料から知られるかぎりでは、紀州藩の御貸付金役所が江州坂田郡志賀谷村にあり、年賦返済方式による金融がおこなわれていたものである。この志賀谷村はかつて旗本水野某の知行地であったが、この水野氏はのちに紀州藩創設にともなって同藩に属することになったという。ところが、その後も同村は水野氏の知行として存続されたようである。貸付金役所はこうしたところにおかれたわけであるが、はたして実際に紀州藩の資金が運用されたものではなく、近江商人らの資金が紀州藩貸付金の名目をかりて運用されたものではないかと考えられる」と述べられている(同上書921—22頁)。

- (9) 安政4年1月4日「アメリカ船四艘江戸近海に乗上候=付、御領分の人足百人江戸に被遣……当村が鉄砲方安右衛門、同断三右衛門、人足嘉平、同断甚兵衛、同断和兵衛、同断専左衛門、同断利藏俣」以上7人が「元取格」（青木家）始め村役人により人選派遣され、4月帰村している（「歳々諸事村用留帳」）。
- (10) 慶応3年4月「加納=農兵初ル、御領分中=而百廿人斗り出来候、当村へ高川原村と高組合=而農兵五人当候間、加納田町并天神町=而五人共買入候、御上様より式人扶持=金貳両之割=而、講武館に立出、西洋之調練稽古之日、右割ヲ以被下候筈、村方より式人扶持増遣候=而極々置候」（同上文書）。
- (11) 同上文書、「諸事日記帳」。
- (12) 慶応3年9月「当国御札祭りと申事ヲ致候、初り者八月頃か駿州三遠州辺か尾州に江戸移り夫か当国に参り候、富貧之差別あく御札降候、……拙宅にも九月廿九日善光寺如来直像天降、十月三日熱田皇太神宮天降、十月十三日金比羅山天降、右三躰拙宅に江戸降被成候、……十月八日九日両日右御札祭りに付村方願故酒者四ツ荷ヲ五ツ買遣候、村中八幡宮に寄合候=而呑候、誠=目出度事=候、……当村=不限何方も皆酒へ汲呑=而三日之間或者五日之間又ハ七日位ツ、昼夜之訳無踊り歩候、夫か順=西に行西国迄踊り候様子」（「歳々諸事村用留帳」）。なお同年10月9日の日記によれば、「今日は天降神祭本かく=付、九ツ時分=村中拙宅に参り候=而、色々芸を致し、一番=火消・水防人足拾人は長持ヲ釣り、にわか、次に御興ヲ式ヲ押候、其次に山川原坂牧之内=而花馬七疋、夫か万歳・にわか等色々芸等致候間、酒壺盃差出候、……又拙宅に参り候=而色々芸ヲ致候間、夜七ツ小前迄にわか又ハ踊り嘯等致居候間、おどり子供三拾五六人、若者三拾式三人、にわか連中拾五六人に不残にぎり飯・酒等差出し候、皆々喜帰行候」と記されている（「諸事日記帳」、『岐阜県史』通史編近代下8頁）。
- (13) (6)に同じ。(14) (4)に同じ。
- (15) 『笠松町史』（上巻85—86頁）には、「草分け八人衆」について、その1人広瀬善四郎が、寛政年中に書き上げた「由緒」（高島家文書）により、つぎの如く述べられている。「天正年中（14年6月）木曾川の洪水で、三ッ屋堤が押切れ川敷となり名刹聖徳寺も流亡した。その時の被害者の内八人が文禄二年（1593）にこゝへ移って、野方を開拓した、よって三ッ屋越しとも、八人組とも称え、小物成場四十三石の高を受け、この村を笠町と称した。その後寛文二年（1662）美濃郡代名取半左衛門が徳野陣屋をこゝへ移し笠松村と改め、越えて延宝七年（1679）六月郡代杉田九郎兵衛支配の節、検地があって三百余石の高を請けた。すなわち草分け八人より古い家はない、従って八幡社天王社共、この八人で取扱い、外の者には取扱わせぬ仕来り」であったとし、広瀬庄右衛門・小河彦左衛門・杉山市右衛門・杉山甚助・水谷九右衛門・中嶋弥兵衛・川本清兵衛・日比野茂左衛門の8人をあげている。なお『同書』（87—90頁）には「草分け異説」もあげられている。
- (16) (6)に同じ。拙稿「幕末維新期における農民諸階層の存在形態」（同上『論集』第5巻第3号）。